

入札説明書

令和 6 (2024) 年度栃木県政世論調査業務の委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日

令和 6 (2024) 年 4 月 22 日

2 入札に付する事項

- (1) 委託名 令和 6 (2024) 年度栃木県政世論調査業務委託
- (2) 委託業務内容 県内に在住する満 18 歳以上の男女 2,000 人の抽出、郵送又はインターネットによるアンケート調査の実施、集計、報告書原稿の作成等
※詳細は仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 6 (2024) 年 12 月 31 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和 6 (2024) 年 4 月 22 日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去 5 年間 (平成 31 (2019) 年度から令和 5 (2023) 年度まで) に、2 (1) 業務と同等の業務を請け負い、適正に履行した実績を有する者であること。
なお、「同等の業務」とは、複数調査地点において標本 (1,000 人以上) を層化二段無作為抽出法により抽出し、郵送によるアンケート調査を行うとともに、その結果について集計作業 (単純集計及びクロス集計) を行うものをいう。
- (5) 個人情報保護のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」等、第三者機関の認定を受けている者であること。

4 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県総合政策部広報課広聴担当 (栃木県庁本館 3 階)
電話 028-623-2158 E-mail kocho@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和 6 (2024) 年 4 月 22 日 (月) から令和 6 (2024) 年 4 月 25 日 (木) まで入札

情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和6年(2024)年4月26日(金)午前11時から令和6(2024)年4月30日(火)午前10時までに、電子入札システムにより提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

令和6(2024)年4月30日(火)午前11時

栃木県総合政策部広報課(栃木県庁本館3階)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日(土曜日及び日曜日を除く。)までに(1)に連絡し、代理人が立ち合う場合は委任状を持参すること。

(5) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(8) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は入札を辞退したものとみなす。

5 入札保証金 免除

6 最低制限価格の有無 無

7 入札者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、次の書類について、令和6(2024)年4月26日(金)午前10時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

- ・入札参加資格確認申請書
- ・3(4)及び(5)の事実が確認できるものの写し

なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月1日施行)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 審査
 - ア 入札参加希望者が提出した競争入札参加資格確認申請書等について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和6（2024）年4月26日（金）までに入札参加希望者に伝えるものとする。
 - イ 入札参加資格等の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。
- (4) 質疑及びその回答について
 - ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和6（2024）年4月25日（木）午後4時まで電子入札システムにより提出すること。
 - イ 質問の内容及び回答は、令和6（2024）年4月26日（金）までに電子入札システム上で公開する。
- 8 入札の無効
 - (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - (3) 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
 - (4) 栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年4月1日施行）第19条第1項から第4項までに掲げる入札に係る入札書
- 9 契約書の作成の要否 要
- 10 落札者の決定方法
 - (1) 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。
 - (3) 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
- 11 入札回数
 - 1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。
指定の日時までに入札書の記録が確認できなかった場合は辞退とみなす。
また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。
- 12 開札結果の通知
 - 応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。
- 13 その他入札に関する条件
 - (1) この入札及び契約は、県の都合により停止をすることがあり得る。
 - (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、本件入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。